

2023年7月10日

学長裁定

## 福岡工業大学において雇用する日本学術振興会 特別研究員の育成方針

福岡工業大学（以下、「本学」という。）では、建学の綱領の一つである、「宇宙の真理を探究しこれを実生活に応用して社会に貢献する」の実現に向け、これまで、本学の教員の研究高度化に向けた研究活動の支援を行ってきましたが、それと並行して、日本の将来の研究力向上への寄与が期待される日本学術振興会の特別研究員（以下、「PD等」という。）の受け入れについても積極的に行って来ました。

この間、国においても日本全体で優秀な若手研究者育成に向けた、育成環境の充実について議論、制度構築が行われており、2023(令和5)年度より、日本学術振興会においてPD等の処遇を向上させるための「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」（以下、「雇用支援事業」という。）が新たに始まりました。

本学では、上記の理念に賛同し、雇用支援事業活用機関としての登録を行うと共に、同事業で受け入れるPD等の育成について、以下のとおり方針を定めることといたします。

### 1. 若手研究者の処遇の向上

雇用支援事業の枠組みに基づきPD等を本学の特任研究員として直接雇用（以下、「雇用PD等」という。）することで、従前の制度下のPD等に比べて、社会保険の充実等、処遇の向上を図り、研究により専念しやすい環境を提供します。

### 2. シニア研究者による育成支援等

雇用PD等が将来独立して、研究室等を運営していく素養を身に付けられるよう、雇用PD等の受け入れ教員を中心に、本学のシニア研究者による支援体制を提供します。

### 3. 大学の共用機器、共用施設利用機会の提供

雇用PD等に対して、本学の専任教員同様、共用機器や共用施設を利用できるようにし、研究課題を推進しやすい環境を提供します。

### 4. 様々な研究者との交流機会、研修機会の提供

研究者としての視野や能力の向上のみならず、教育指導能力の向上にも資するよう、学内外の様々な研究者との交流機会を提供すると共に、多様な研修機会を提供します。

### 5. 育成方針の見直し

本育成方針は、社会や学術環境及び雇用支援事業の変化に応じて、適宜見直しを行います。

以上